

資料編

1 用語解説

あ行

■ 遺伝的攪乱^{かくらん}

長い歴史の中で形成されたある種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体との交雑によって乱されること。

■ 今守りたい大切な自然

2004（平成 16）年 3 月に発行された「静岡県版レッドデータブック」に示された重要生息・生育地。開発候補地となりやすい場所や生態的に重要な場所、法的規制のない地域などの選定基準から、県内 10 箇所が選ばれている。本市では、「浮島沼の湿地」が選ばれている。

■ エコアクション 21（EA21）

中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも簡単に取り組めるようにした環境マネジメントシステム。環境省が 1996（平成 8）年に環境マネジメントシステムとして策定した。

か行

■ 外来種

もともとその生物が生息・生育していなかった地域に、貿易や人の移動などの人間活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生物のこと。国内の移動でも、もともと住んでいなかった地域に導入されたものは外来種であり、「国内外来種」と呼ばれる。

■ 外来生物法

正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で、2005（平成 17）年 6 月より施行されている。海外からの外来種（主として明治以後に外国から入ってきた外来種に焦点を当てている）による日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国などによる防除措置等を定め、違反者には重い罰則もある。

■ 環境保全型農業

農薬、化学肥料などの使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

さ行

■ 里地里山

奥山と都市（市街地）の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林（雑木林など）、農地、ため池、草地などで構成される地域概念であり、生物多様性の面でも重要な役割を果たしている。近年、過疎化や開発が進み、質の低下や消失がみられる。

■ 静岡県希少野生動植物保護条例

絶滅に瀕する野生動植物を保護するため、個体の取り扱いに関する規制及び生息地の保護回復のための措置について必要な事項を定めた条例で、2011（平成 23）年 4 月 1 日から施行されている。また、同条例に基づき、希少野生動植物のうち特に保護が必要な種としてホテイランなど 11 種が「指定希少野生動植物」に指定されている。

■ 自然巡視員

市民と協働して環境の保全に関する施策を推進するため、富士市内では 11 名（2024 年度）の自然巡視員が活動している。各自然巡視員は山間部、市街地、海岸部などを毎月 1 回程度巡視し、自然環境の変化などについて市に報告をしている。

■ 持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成 27）年 9 月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針である。17 の個別目標とより詳細な 169 項目の達成基準から構成される。

■ 自然共生サイト

自然共生サイトは、日本独自の制度で、保護地域外でも生物多様性保全に寄与している場所を国が認定するもの。企業や自治体、個人が管理する森林、農地、水辺などが対象として、「30by30」目標達成や OECM に沿った活動を評価する。地域が主体となって持続的な自然環境保護を実現することを目指す。

■ 重要種

絶滅種、絶滅のおそれがある種、絶滅のおそれはないものの減少傾向にある種、要注目種など静岡県版レッドリストに掲載されている種、環境省のレッドリストに掲載されている種、文化財保護法の天然記念物、種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）で指定されている種を含めたもの。

■ 食物連鎖

自然界における生物が、「食う」「食われる」「分解する」という関係で鎖状につながっていること。例えば、植物は草食動物に、草食動物は肉食動物に食われ、それぞれ分解者によって分解される。

■生態系被害防止外来種

外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」に掲載されている外来種。リストには、計 429 種類(動物 229 種類、植物 200 種類)が掲載されている。特定外来生物とは異なり、国内由来の外来種も対象に含む。

■生物多様性基本法

日本初の生物多様性の保全を目的とした基本法として、2008(平成 20)年 6 月から施行されている。生物多様性のもたらす恵沢を次の世代に引き継いでいくため、生物多様性の保全施策に関する規定を整備した。また、政府による「生物多様性国家戦略」の策定や、地方自治体による地域戦略策定も定めている。

■生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)

2010(平成 22)年 10 月に名古屋市で開催された、生物多様性条約の 10 回目となる締約国会議(COP)。遺伝資源の採取・利用と利益配分に関する枠組みである「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための新目標である「愛知目標」などが採択された。また、途上国への資金援助や、「SATOYAMA イニシアティブ」など生物多様性を守るための国際的な取組に関する様々な取り決めがなされた。

生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)

COP15 は、2021(令和 3)年中国、2022(令和 4)年カナダにて開催された。会議では「昆明-モントリオール生物多様性枠組」が採択され、「30by30」などが目標に盛り込まれた。国際的な取り組みの方向性を示す指針として、各国は今後生物種絶滅の防止や持続的な資源利用について、具体的な行動計画を策定することになる。

■世界遺産

貴重な自然遺産や、過去人類が残してきた偉大な文化遺産などを、人類全体のための世界遺産として守り継承していくため、1972(昭和 47)年のユネスコ総会で採択された「世界遺産条約」に基づく世界遺産リストに登録された物件のこと。世界遺産はその内容によって、自然遺産、文化遺産、複合遺産の 3 種類があり、富士山は文化遺産に登録されている。

■遷移

植生が年月を経て変化していくこと。植生遷移ともいう。裸地、草地、灌木(かんぼく)林、陽樹林、陰樹林という流れが代表的である。最終的な樹林のことを極相林と呼び、成立するまでに通常 200 年以上を要するといわれる。

た行

■多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の生活や歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。以前は「多自然型川づくり」と呼ばれていた。

■地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との「顔がみえる」関係の構築に資する動きとして注目されている。また、輸送エネルギーの省エネ化や地元農林水産業の振興にも効果が期待できる。

■地理的表示(GI)保護制度

産品の名称(地理的表示:GI)を知的財産として保護する制度。産地名などを含んだ特産物の名称を国が地域ブランドとして登録することにより、生産者の利益と消費者の信頼の増進を図るもの。

■天然記念物

動物(生息地、繁殖地及び飛来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む)で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定した文化財の種類の一つ。

■天然林

森林の更新(種子や苗木の供給)や生育の過程においてほとんど人手が加わらず、自然状態で成立した、あるいはその過程にある森林を指す。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウなど、動物ではアライグマ、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギルなどがある。

■ドローン(UAV)

無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称のこと。

は行

■バイオミミクリー(生物模倣)

自然界の生物が有する構造や機能を模倣し、新しい技術を開発すること。新幹線の形態がカワセミの嘴(くちばし)を応用している事例などが有名である。

■ビオトープ

生物(bio)と場所(top)を示す造語。本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に環境の損なわれた土地や都市内の空き地、工場敷地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

■文化財

人間の文化的、生活的な活動によって生み出され、残されているもののうち、特に歴史的・文化的価値の高いもので、国の文化財保護法や都道府県・市町村の文化財保護条例において指定・登録されたもの。

■保護指定樹林樹木

良好な自然環境の保全と都市の美観風致を維持するために欠くことのできない樹林及び樹木を将来にわたって適正に保全するため、「富士市樹林及び樹木の保護指定に関する要綱」に基づき、市長が指定するもの。

ら行

■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物についてのリスト(レッドリスト)の掲載種についてとりまとめた情報。国際自然保護連合(IUCN)が1966(昭和41)年に初めて発行した。日本では1991(平成3)年に環境庁(現在の環境省)がレッドデータブックを作成し、2000(平成12)年からはその改訂版が発行されている。静岡県では2004(平成16)年に「まもりたい静岡県の野生生物-レッドデータブック-動物編」及び「まもりたい静岡県の野生生物-レッドデータブック-植物編」が発行され、2019(平成31)年3月には「まもりたい静岡県の野生生物 2019-改訂版静岡県レッドデータブック-〈動物編〉」、2020(令和2)年に〈植物・菌類編〉が発行された。

■レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の名称やカテゴリについてとりまとめている。国際自然保護連合(IUCN)が1966(昭和41)年に初めて発表した。環境省では1991(平成11)年にレッドリストを公表し、最新版は2020(令和2)年に公表された「環境省レッドリスト2020」である。静岡県では2003(平成15)年度に「静岡県版レッドリスト」を公表し、2017(平成29)年10月、2020(令和2)年3月に部分改訂された。

英数

■BOD(Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素消費量)

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要なとされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいくほど汚濁の程度が高い。

■COP10(the 10th Conference of the Parties)

2010(平成22)年に名古屋市で行われた生物多様性条約第10回締約国会議のこと。「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」の項を参照。

■COP15(the 15th Conference of the Parties)

2021(令和3)年に中国、2022(令和4)年にカナダにて開催された生物多様性条約第15回締約国会議のこと。「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」の項を参照。

■CSR(Corporate Social Responsibility)

日本語では「企業の社会的責任」と一般的にいわれる。企業は社会的な存在であり、利潤や経済的効率だけを追求するのではないとする考え方。具体的な取組内容は様々であり、製品やサービスの安全と品質の確保だけでなく、環境保全活動や地域貢献など幅広い。

■GAP(Good Agricultural Practice)

GAP(農業生産工程管理)とは、農業において食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことである。

■ISO14001(International Organization for Standardization 14001)

環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格であり、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれている。基本的な構造は、PDCAサイクルと呼ばれ、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというものである。

■OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)

自然保護区や国立公園など法的な保護地域以外で、生物多様性の保全に実際に効果をもたらしている地域や取り組み。農地や森林、企業の所有地など、様々な場所が認定されることもある国際的な生物多様性目標達成のための新たな保全手法である。

■SGEC森林認証(Sustainable Green Ecosystem Council)

日本独自の森林認証制度を行う機関。国内の林業団体・環境NGOなどにより2003(平成15)年に発足。人工林の比率が高く、零細・小規模所有者が多いといった日本の実情に即した森林及び林産物の認証を行っている。

■SS(Suspended Solids:浮遊物質量)

水中に浮遊する粒子径2mm以下の不溶性物質の総称。浮遊物質を多く含む水は透視度が下がり、太陽光が遮られることによって藻類の光合成が阻害される。また、汚濁の進んだ水では有機態の浮遊物質の比率が高くなり、その有機物の分解に溶存酸素が消費されるため、生態系に大きな影響を与える。

■30by30

2030(令和12)年までに世界の陸域と海域のそれぞれ30%を効果的に保全することを目指す国際目標。生物多様性の損失を食い止め、持続可能な自然環境を維持するために、保護地域の拡大やOECMの推進が求められる。2022(令和4)年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で合意された。

2 策定の経過

2018年（平成30年）		
6月	- 市民世論調査	◇回答率 55.1%（1,654人／3,000人）
8月21日	富士市環境審議会	◇諮問、部会設置について
10月	- 事業者アンケート	◇回答率 40.0%（92社／230社）
18日	第1回庁内検討会議	◇策定方針及びスケジュール、生物多様性の概要、庁内施策調査の実施
11月13日	第1回策定部会	◇戦略の策定、戦略の概要について
21日	富士市環境審議会	◇戦略の策定、戦略の概要について
2019年（平成31年・令和元年）		
2月	- 関係行政機関ヒアリング	◇国土交通省富士海岸出張所・富士川出張所、静岡森林管理署、富士農林事務所、富士土木事務所、環境省関東地方環境事務所
8日	第2回庁内検討会議	◇生物多様性の現状と課題、課題と取組について
19日	第2回策定部会	◇各種調査結果（世論調査、事業者アンケート、関係行政機関ヒアリング）、生物多様性の現状と課題について
5月15日	第3回庁内検討会議	◇将来像・目標・施策について
31日	第3回策定部会	◇将来像・目標・施策について
7月17日	第4回庁内検討会議	◇将来像・目標・施策・進行管理について
19日	富士市環境審議会	◇戦略案について
26日	第4回策定部会	◇将来像・目標・施策・進行管理について
8月27日	富士市環境政策推進委員会	◇戦略案について
10月1日	第5回庁内検討会議	◇戦略案について
15日	第5回策定部会	◇戦略案について
28日	富士市環境政策推進委員会	◇戦略案について
11月7日	富士市環境審議会	◇戦略案について（13日に答申）
12月2日	富士市議会環境経済委員会協議会	◇戦略案について
13日	パブリックコメント	◇広報ふじ・市ウェブサイト
2020年（令和2年）		
3月	策定	◇戦略の公表
2024年（令和6年）		
6月	- 市民世論調査	◇回答率 47.2%（1,421人／3,000人）
6月	- 事業者アンケート	◇回答率 36.8%（92社／250社）
9月5日	富士市環境審議会	◇中間見直しの事項、方向性について
2025年（令和7年）		
9月2日	富士市環境審議会	◇戦略の中間見直し案について
2026年（令和8年）		
3月	- 公表	◇戦略の中間見直しの公表

3 委員名簿

■ 富士市生物多様性地域戦略策定部会 (計画策定時)

区分	氏名	委員職名
学識経験者	小川 浩	常葉大学社会環境学部教授
	山田 高	富士自然観察の会会長
事業者及び事業者団体の代表	古郡 英治	富士商工会議所専務理事
市民代表	小澤 緑	富士市子どもエコクラブサポーター連絡会会長
	川島 美登里	市民公募委員
	松村 静江	市民公募委員
専門委員	岸本 年郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム教授
	山田 辰美	常葉大学名誉教授
	湯浅 保雄	静岡県自然環境保護調査委員会委員

■ 富士市生物多様性地域戦略策定庁内検討会議 (計画策定時)

部	課	部	課
総務部	企画課	市民部	市民協働課
環境部	環境総務課	建設部	道路維持課
産業経済部	農政課		河川課
		林政課	教育委員会
都市整備部	みどりの課		

■ 事務局

部	課
環境部	環境保全課



生物多様性ふじ戦略

2020年（令和2年）3月

2026年（令和8年）3月 一部改訂

富士市環境部環境保全課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

TEL 0545-55-2773 FAX 0545-51-9854

e-mail : ka-kankyuhozen@div.city.fuji.shizuoka.jp

URL : <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

富士市行政資料登録番号
R7-52